

平成28年度
放課後児童健全育成事業

大津市立児童クラブ入所案内

【概要と登録手続案内】



大津市福祉子ども部児童クラブ課

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

☎077-528-2776

【 目 次 】

- ◇ 児童クラブの概要 1
- ◇ 平成28年度の登録手続き 2
- ◇ 年度途中の登録手続き 3
- ◇ 延長保育の利用手続き 3～4
- ◇ 保護者負担金の納付方法 4
- ◇ 保育料及び登録料の減免 5～6
- ◇ 申請書（登録・減免） 記入例 7～8
- ◇ 大津市立児童クラブ一覧 9

※ この【入所案内】は登録手続き後も必要ですので、大切に保管してください。

児童クラブの子どもたち

「ただいま！」子どもたちが、学校から元気に帰ってくると、指導員が

「おかえり！」と迎えます。

児童クラブは、子どもたちにとって、ほっとできる場所です。

子どもたちは、友だちと遊んだり、おやつを食べたり、宿題をしたりして、
夕方まで過ごしています。

また、年間を通じて、楽しい活動や取り組みもあり、いきいきとした
生活をくりひろげています。

◇ 児童クラブの概要 ◇

【1】児童クラブとは

保護者が労働等により昼間不在となり、家庭において保育を受けることが困難な児童を対象に、放課後等に適切な遊びおよび生活の場を提供し、その健全な育成を図るための施設です。市内36か所（9頁参照）に市立の児童クラブを開設しています。

【2】通所の資格

小学校等に就学している第1学年から第6学年の児童で、本市に住所を有し、かつ、保護者のいずれもが下記の事由に該当することにより、家庭において保育を受けることが困難な児童に通所の資格があります。

- (1) 昼間労働することを常態としていること。(月15日以上かつ1日実働5時間以上)
- (2) 妊娠中であるか、又は出産後8週間を経過しないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族を常時介護していること。
- (5) 災害等に罹災し、復旧に当たっていること。
- (6) 上記(1)から(5)のほか、これらに類するものとして市長が認める状態にあること。

【3】開所時間

通常は、9時30分から18時まで、土曜日は、8時30分から18時まで
夏、冬、春休みの期間（土曜日を除く）及び小学校の振替休業日は、8時から18時まで

【4】延長保育

18時以降に保育を必要とする児童を対象とします。事前に利用申込みが必要です。

- ① 開所日の月曜～金曜の18時～18時30分までの場合

延長保育料 児童1人につき、月額1,000円
(利用期間により500円となる場合もあります)

- ② 開所日の月曜～金曜の18時～19時までの場合

延長保育料 児童1人につき、月額2,000円
(利用期間により1,000円となる場合もあります)

【5】保護者負担金

登録料 児童1人につき、10,000円（はじめて登録を受ける場合）

保育料 児童1人につき、月額10,000円

間食費（おやつ代） 児童1人につき、月額約2,500円程度

(児童クラブの開所日数により変わります)

【6】休所日

日曜日、国民の祝日・休日及び年末年始（12/29～1/3）

市長が特に必要があると認める場合、臨時に休所します。

【7】児童クラブ指導員

各児童クラブには、児童クラブ指導員を配置しています。

◇ 平成28年度当初（4月）の登録手続き ◇

平成28年4月1日より通所登録を希望される方は、下記の要領で受付を行いますので、通所登録申請書（または通所登録継続申出書）にご記入の上、必要書類を全てそろえてお申し込みください。

【1】受付期間・場所・時間

新規・再登録申請	現在通所中児童の継続申出
平成28年1月4日（月） ～平成28年2月4日（木）	平成27年11月2日（月） ～平成27年11月30日（月）
※受付期間を過ぎてからの申込は、4月15日（金）以降の入所となります。年度途中の登録手続きについては3頁をご参照ください。	※受付期間後の申出は希望日に入れないことがあります。
○市役所児童クラブ課（市役所別館1階） 8時40分～17時25分（土・日・祝日除く） ○各市立児童クラブ（市内36か所）上記期間のみ 9時30分～18時（日・祝日除く） ※支所及び郵送では受付できません。	

【2】申請時に必要な書類

- ① 大津市立児童クラブ通所登録（継続）申請書（記入例：7頁）
- ② 保護者の就労状況証明書、その他証明する書類（※）
- ③ 口座振替依頼書（本人用控え）
- ④ 延長保育利用承認申請書、延長口座振替依頼書（利用者のみ）

☆書類は、市役所児童クラブ課または各児童クラブでお渡しします。

※通所の資格によって必要書類が異なります。

通所の資格	必要書類
(1) 昼間労働することを常態としていること	保護者の就労状況証明書（様式第2号）
(2) 妊娠中であるか又は出産後8週間を経過しないこと	母子手帳（写）※産前8週間以前の場合、保育が困難な状況及び期間がわかる診断書（写）等
(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は身体に障害を有していること	保育が困難な状況及び期間がわかる診断書等
(4) 同居の親族を常時介護していること	介護により保育が困難な状況等がわかるもの
(5) 火災、風水害等の災害に罹災し、復旧にあたっていること	罹災証明等および復旧の従事状況がわかるもの
(6) 上記のほか、これらに類するものとして市長が認める状態にあること	上記以外の保育が困難な状態等がわかるもの

※資格に変更があった時は、各児童クラブへ速やかに連絡してください。

【3】手続き時の注意

申請書は、児童1人につき1枚の提出が必要です。2人以上の同時申請の場合は、最年少の児童に証明書類を添付して下さい。申請時に聞き取りを行いますので、保護者をご持参ください。

【4】その他

通所を取り止める場合や通所の資格がなくなった時は、必ず「通所登録抹消申出書」（児童クラブにあります）を提出してください。提出がない場合は保護者負担金をいただきますのでご注意ください。（※冬・春・夏休み等の期間入所については抹消申出書の提出は不要です。）

※育児休業等から復帰される方の入所は、復帰日以降の1日または15日入所になります。

【5】通所登録決定

3月上旬に通知します。（決定後、各クラブにて入所説明会を実施します。）

◇ 年度途中の登録手続き ◇

年度途中で通所登録を希望される方は、下記の要領で受付を行いますので、通所登録申請書にご記入の上、必要書類を全てそろえてお申し込みください。

※保護者の就労開始（または育児休業・病休等からの復帰）で入所を希望される場合は、就労開始（または復帰）日以降の1日または15日入所となります。

【1】受付期間・場所・時間

年度途中の入所	受付期間	受付場所
① 毎月1日入所 (5月以降) ② 毎月15日入所	① 入所希望月の前月1日～15日まで (土日祝日の場合は前日) ② 入所希望月の前月16日～月末まで (土日祝日の場合は前日)	・市役所児童クラブ課 (市役所別館1階) 8時40分～17時25分 (土日祝日は除く)
夏休みの期間入所 参考：大津市立小学校 は7/21～8/31	平成28年5月30日(月)～ 6月20日(月)まで ※入所に十分な準備期間が必要なため、今年度から締め切りを10日早くしました。ご了承下さい。	・市役所児童クラブ課 時間は上記と同じ ・各児童クラブ 9時30分～12時
冬・春休みの期間入所 冬12/24～1/6 春3/25～4/7	冬 平成28年11月1日(火)～ 11月30日(水)まで 春 平成29年2月1日(水)～ 2月28日(火)まで	・市役所児童クラブ課 時間は上記と同じ

※冬・春休みの期間入所の保育料・間食費は、開所日数により日割り計算します。

※夏・冬・春休みの期間入所の登録はそれぞれ学校の長期休みの期間とします。

【2】申請時に必要な書類

【3】手続き時の注意

【4】その他

【5】通所登録決定

決定次第通知します。(決定後、各クラブにて入所説明を受けてください。)

} 2頁をご参照ください。

★夏休み期間入所について★

- ・ 保育時間 8時から15時まで(間食提供はありません)
- ・ 保護者負担金 登録料 児童1人につき10,000円(初めての登録の場合のみ)
保育料 夏休み期間とおして児童1人につき10,000円
<7月末日に口座振替での納付となります>
- ・ 減免制度 5頁をご参照ください。

◇ 延長保育の利用手続き ◇

【1】受付期間と場所

延長保育を利用希望される方は事前に「延長保育利用申込書」を市役所児童クラブ課または各児童クラブへ提出してください。

(1) 1日からの利用 前月の1日～15日(土日祝日の場合は前日)

(2) 15日からの利用 前月の16日～末日(土日祝日の場合は前日)

【2】延長保育利用時間および保育料

(1) 月曜から金曜までの18時から18時30分まで 月額1,000円

(2) 月曜から金曜までの18時から19時まで 月額2,000円

※月の15日以降の利用(15日入所、冬・春休みなど)、または、14日までに利用承認取消し(冬・春休み、転出など)の場合は半額とします。なお、利用承認期間中は利用がなくても延長保育料はいただきます。原則お迎えです。土曜日の延長保育はありません。

- 【3】延長承認 決定次第通知します。
- 【4】延長の中止 延長保育承認期間途中で延長保育を中止（原則月末）する場合は、当月15日までに「延長保育利用中止」の届が必要です。
- 【5】利用時間の変更 延長保育利用時間を変更する場合は、前月15日までに「延長保育利用変更」の届が必要です。変更は毎月1日からの変更のみです。
- 【6】口座振替 別途、口座振替手続きが必要となります。

◇ 保護者負担金の納付方法 ◇

【1】納付方法

保護者負担金は口座振替で、毎月月末（当日が金融機関休業日の場合は翌日）です。

【2】口座振替の手続きについて

- ① 通所登録申請書の交付時に「口座振替依頼書」をお渡しします。必要事項を記入（1部につき児童2人まで記入可）し、取扱金融機関で手続きをしてください。
- ② 金融機関で手続きを済ませた「口座振替依頼書」の本人控えを、入所申請時に必ずお持ちください。確認後、お返ししますので、本人控えは大切に保管してください。
- ③ 口座名義、銀行、支店等を変更の時は、改めて「口座振替依頼書」の手続きが必要です。
- ④ 次年度以降継続して入所される場合、変更がなければ、手続きは不要です。
- ⑤ 延長保育を利用される方は延長保育料用の「口座振替依頼書」の手続きも必要です。

【3】取扱金融機関

滋賀銀行 みずほ銀行 関西アーバン銀行 京都銀行 福井銀行 京都信用金庫
 京都中央信用金庫 滋賀県信用組合 京滋信用組合 滋賀県民信用組合 近畿労働金庫
 近畿産業信用組合 三井住友信託銀行 三菱東京UFJ銀行 レーク大津農業協同組合
 近畿二府四県内のゆうちょ銀行、の各金融機関の本店及び支店

【4】注意事項

①登録料及び保育料

3ヶ月以上滞納となった場合は、通所登録抹消の措置をとらせていただくことがあります。

②間食費

連続して6日以上（休所日を除く）欠席する場合は、欠席する日から一週間前までに（病気やけが等の特別な理由の場合は、発生後速やかに）、欠席届を提出していただければ、間食費を変更します。欠席届の提出がない場合は、該当されていても変更できません。

③登録抹消（退所）

登録抹消日は原則として月末です（あらかじめ抹消届を提出してください）。ただし、他市への転出や入所要件がなくなった場合は月の途中での抹消も可能です。

抹消届が提出されていない場合は、在籍されているものとして保育料等を徴収させていただきますのでご注意ください。

月の途中での通所登録（15日入所及び期間入所）及び登録抹消の場合は、保育料及び間食費の金額を開所日数による日割計算（一日あたり保育料500円、間食費100円）の上、変更します。

※夏期等の期間入所の抹消日は期間の最終日です。

④督促手数料及び延滞金

保育料等を滞納されると、督促手数料および延滞金が加算されることがあります。

◇ 保育料及び登録料の減免 ◇

【1】減免申請について

減免対象になると思われる方については、通所登録決定後に減免申請書の提出が必要です。「児童クラブ保育料等減免申請書」（用紙は児童クラブ課または各児童クラブにあります）に必要事項を記入し、児童クラブ課または、各児童クラブに提出してください。（参照：8頁記入例）

申請がない場合は、該当されていても減免を受けられません。

	減免を受けられる場合	減免区分	内 容
①	生活保護法の規定により保護を受けている場合	免除	保育料 10,000円 → 0円 登録料 10,000円 → 0円
②	保護者のいずれもが平成26年1月～同年12月までの所得に係る平成27年度市民税が非課税である（市民税がかかっていない）場合		
③	児童が負傷又は疾病のため全月（1日～31日）にわたって欠席した場合	免除	該当月分のみ 保育料 10,000円 → 0円
④	災害その他特別の事情がある場合 （例）不慮の災害により生活の基盤となる資産に重大な損害を受けた等	免除又は減額	必要と認められる額を減免
⑤	①②に該当する者を除き、ひとり親家庭等に属する場合 ※ひとり親家庭等とは、児童扶養手当法の規定による認定（母子認定・父子認定）を受けた世帯	減額	保育料 10,000円 → 8,000円 ※保育料が月額8,000円を下回る場合は適用されません。
⑥	児童が兄弟姉妹で2人以上クラブに通所登録している場合 （兄弟姉妹の最年少の児童以外の児童が対象）	減額	（最年少児童以外の兄弟） 保育料 10,000円 → 8,000円 ※保育料が月額8,000円を下回る場合は適用されません。
⑦	ひとり親家庭等の方で兄弟姉妹で通所登録している場合	減額	（最年少の児童） 保育料 10,000円 → 8,000円 （最年少児童以外の兄弟） 保育料 10,000円 → 6,000円 ※保育料が月額8,000円（または6,000円）を下回る場合は適用されません。

【2】注意事項

- ① 平成27年度の市民税（平成26年中の所得にかかる市民税）が非課税であるため免除申請される場合は、課税状況の確認が必要となりますので、申請書の同意書欄に署名、押印をしてください。
なお、平成27年1月2日以降に大津市へ転入された方は、市民税の課税状況にかかる証明の提出が必要です。前住所地の市町村で、平成27年度の新課税証明書を取り寄せていただき、申請書と併せて提出してください。
また、生活保護、ひとり親、その他特別の事情のある場合の減免申請についても、その状況に関する公簿の確認が必要になるため、申請書の同意欄に署名、押印をしてください。
- ② 婚姻歴のないひとり親家庭の方で、寡婦（寡夫）控除があるものとみなして基準となる市民税を計算した場合に非課税の扱いとなる方は、減免制度が適用できる場合があります。（「その他特別な事情」を理由とする申請書の提出が必要）
- ③ 減免申請は、毎年度または通所登録申請の都度に提出が必要です。前年度に減免の適用を受けていた方も申請される場合は、必ず申請書を提出して下さい。
- ④ 月の途中での通所登録や通所登録抹消をされた場合（日割り計算の場合）には、減額が適用されないこともあります。
- ⑤ 保育料等の減免は、審査の上、決定いたします。決定した場合は、申請書を受理した月からの適用となりますのでご注意ください。
- ⑥ 減免申請書は児童1人につき、1枚提出が必要です。
- ⑦ 減免申請書で該当する項目についてはすべてチェックしてください。
- ⑧ 減免決定を受けた方で、減免に係る申請事由がなくなったり、変更があったときは、速やかに児童クラブ課または各児童クラブへお届けください。連絡がない場合でも、偽りや不正な手段が明らかになったときは決定を取り消し、または変更し、さかのぼって保育料等を納付いただくことがあります。
- ⑨ 延長保育料の減免はありません。

平成 〇 年 〇 月 〇 日

記入例

大津市長

どちらかを○で囲む

新規

再登録

大津市立児童クラブに通所したいので、大津市立児童クラブ条例第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて通所登録を申請します。

どちらかを○で囲む

※ 太線の枠内を記入して下さい。

登録希望 児童氏名	(フリガナ) オオツ 〇〇太	性別	生年月日	兄弟姉妹で2人以上の申請	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
	大津 〇〇太	<input checked="" type="radio"/> 男・女	平成〇年 〇月 〇日	希望する児童クラブ名	
	小松 小学校 1 年生			小松 児童クラブ	
保護者	(住所) 〒 520- 0501	(氏名)フリガナ	オオツ ××オ		
	大津市 北小松 〇〇		大津 ××男		
		就労先電話番号 (077) ΔΔΔΔ-0000 (直通)			
		(氏名)フリガナ	オオツ 〇〇コ		
			大津 〇〇子		
	自宅電話番号 (077) 000-0000		就労先電話番号 (077) 0000-ΔΔΔΔ (直通)		
登録希望 期間	平成 〇 年 4 月 1 日 から 平成 〇 年 3 月 31 日まで				
登録希望 理由	具体的な理由 [子どもの帰宅時に保護者のいずれもが就労しており、家庭で保育できないため。] 保護者の就労先電話番号は、なるべく直通の番号を記入する				

※「集団生活に慣れる」「兄弟と一緒に通所する」「異年齢との関わりを持つ」等の理由は該当しません

家族の 状況(同 居されて いる方も ご記入く ださい)	児童と の続柄	氏名	年齢	職業等	連絡先	備考(勤務先等)
		父	大津 ××男	35	会社員	090-xxx x-0000
	母	大津 ΔΔ子	33	看護師	080-000 0-ΔΔΔΔ	〇×病院
	祖父	大津 Δ〇	65	会社員		〇〇(株)滋賀支店
	祖母	大津 Δ×	63	パート		〇×会社
	兄	大津 〇〇	9	小学4年生		自宅で過ごせる
	本人	大津 ΔΔ太	6	小学1年生		
	妹	大津 〇×	4	保育園		〇〇保育園

備考 1 通所を開始する年度の学年を記入してください。

2 通所登録の記載事項に 本人も記入する その 会社名・支店名等も記入してください。

※ この欄は、記入しないでください。

新規	登録年月日	登録抹消年月日	備考	受付印
	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
再登録				

大津市立児童クラブ保育料等減免申請書

平成 28 年 ○ 月 ○ 日

大津市長

記入例
(通所登録申請の都度
に提出が必要です)

住 所 大津市 御陵町 3-1

保護者氏名 大津 太郎

電話番号 (077) 528 - 1234

大津市立児童クラブの保育料等の減免規定により、次のとおり保育料等の減免を
 児童1人につき1枚申請書を提出してください 規則第9条の

児童氏名	大津 くらぶ	生年月日	平成 21 年 7 月 20 日
児童クラブ名	大津市立 長等 児童クラブ		1 学年
減免等の内容	<input type="checkbox"/> 登録料及び保育料の免除 <input type="checkbox"/> 保育料の減額		
保育料の減免の申請期間	平成 28 年 ○ 月 ○ 日から 平成 ○○ 年 ○ 月 ○ 日まで		
申請理由	<input type="checkbox"/> (1)生活保護法による保護を受けているため <input type="checkbox"/> (2)前年度分の市民税(平成26年中の所得に基づくものをいう)が非課税であるため ※ 平成27年1月2日以降、大津市に転入された方は、前住所地の市区町村で平成27年度の市民税非課税証明書を取り寄せて、添付してください。 <input type="checkbox"/> (3)負傷又は疾病のため全月にわたって児童クラブを欠席したため (欠席期間 年 月 日から 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> (4)災害その他特別の事情があるため (下記のとおり) ※ 下記の□のいずれかにレ印を付けてください。 <input type="checkbox"/> 不慮の災害により生活の基礎となる資産に重大な損害を受けたため <input type="checkbox"/> 児童がいわゆる不登校により全月にわたって欠席したため <input type="checkbox"/> 婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)によらないで母(父)となったひとり親で、寡婦(寡夫)控除の適用があるとみなして市民税額を計算した場合に非課税の扱いとなる者に該当するため <input type="checkbox"/> (5)ひとり親家庭等であるため ※「ひとり親家庭等」とは母子(父子)の届けを行った者及び児童扶養手当法の規定による認定を受けた世帯です。 <input type="checkbox"/> (6)兄弟姉妹が同じ児童クラブに通所しているため ※ 兄弟姉妹のうち最年少の児童以外の児童が対象です。		
同意書	保育料等減免の決定のために必要があるときは、市長がその職員をして私及び私と同一世帯を構成する者の市民税の課税状況、生活保護の受給状況及び身分関係に係る公簿を閲覧させることについて同意します。 平成 28 年 ○ 月 ○ 日 住 所 大津市 御陵町 3-1 保護者氏名 大津 太郎 印		

該当するすべての申請理由および減免等の内容の□にすべてレ印をつけてください

申請理由の(1)(2)(4)(5)に該当する方は同意書に記入してください

押印をお願いします

- 備考
- 1 該当する申請理由の□に、レ印を付けてください。
 - 2 申請理由の(1)、(2)、(4)及び(5)に該当し、公簿の閲覧に同意される方は、同意書に署名、押印してください。

◇大津市立児童クラブ一覧◇

児童クラブ名	住 所	電話番号
小松児童クラブ	南小松1156番地の2	596-2501
木戸児童クラブ	木戸267番地	592-0166
和邇児童クラブ	和邇高城50番地の3	594-3919
小野児童クラブ	水明一丁目37番地1	594-4657
伊香立児童クラブ	伊香立下在地町1222番地の1	598-2266
真野児童クラブ	真野四丁目6番17号	572-0230
真野北児童クラブ	緑町15番17号	572-4255
堅田児童クラブ	本堅田三丁目8番3号	572-2522
仰木児童クラブ	仰木四丁目15番8号	572-1121
仰木の里児童クラブ	仰木の里四丁目4番1号	574-1870
仰木の里東児童クラブ	仰木の里東六丁目1番2号	572-3110
雄琴児童クラブ	雄琴二丁目16番1号	578-5860
日吉台児童クラブ	日吉台三丁目33番4号	579-5168
坂本児童クラブ	坂本三丁目12番57号	578-6468
下阪本児童クラブ	下阪本四丁目10番1号	578-4246
唐崎児童クラブ	際川三丁目38番2号	522-6600
志賀児童クラブ	錦織二丁目9番29号	525-3140
山中比叡平児童クラブ	比叡平一丁目45番4号	529-2471
藤尾児童クラブ	茶戸町10番1号	525-1428
長等児童クラブ	大門通11番27号	526-0998
逢坂児童クラブ	音羽台6番26号	526-2440
中央児童クラブ	島の関1番60号	526-0071
平野児童クラブ	馬場二丁目13番15号	525-0737
膳所児童クラブ	中庄二丁目8番17号	524-2972
富士見児童クラブ	富士見台42番16号	533-0955
晴嵐児童クラブ	光が丘町4番70号	534-7602
石山児童クラブ	石山寺三丁目11番20号	533-0709
南郷児童クラブ	南郷一丁目15番9号	534-1419
大石児童クラブ	大石東七丁目7番34号	546-7734
田上児童クラブ	関津六丁目19番1号	546-3048
上田上児童クラブ	平野一丁目18番5号	549-2181
青山児童クラブ	青山三丁目16番3号	549-2468
瀬田児童クラブ	大江四丁目2番60号	543-0058
瀬田南児童クラブ	三大寺1番11号	545-6402
瀬田東児童クラブ	一里山三丁目4番1号	543-1813
瀬田北児童クラブ	大將軍一丁目14番2号	543-6606